

（名称）

第 1 条 本団体は、中部大学チアリーダー部と称する。

（目的）

第 2 条 本団体は、チアリーディングの大会へ出場することを目標とし、各クラブの応援活動ならびに大学行事への参加を目的とする。

（活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 4 条 第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- （1）チアリーディングの競技力向上に関する活動
- （2）チアリーディングに関する大会等への参加
- （3）中部大学の他のクラブの応援活動
- （4）中部大学の行事での演技披露
- （5）チアリーディングに関する、併設校のクラブとの交流
- （6）その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

（組織構成）

第 5 条 本団体は、本団体に入部した中部大学の学生（以下「部員」という。）を構成員として組織する。

（役員）

第 6 条 本団体に部長、副部長、主務、渉外及び会計を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

- 2 役員の任期は、原則として 1 月 1 日より同年 12 月 31 日までとする。
- 3 役員の職務は次のとおりとする。

部 長 本団体の部員の長であり、活動を総括し、部会を主催する。

副部長 部長を補佐し、主に協会との連絡を担当する。

主 務 学内における書類・手続きを行う。また、代表者会議に参加する。

渉 外 学外のイベント・応援の連絡等を担当する。

会 計 部費・援助金等の管理、出納帳簿の作成、会計報告を担当する。

（顧問）

第7条 本団体に顧問を置く。顧問は、中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。

2 顧問の任期は、特に定めない。

(入部及び退部)

第8条 入部希望者は、部長にその旨を伝え、規約等の説明を受け、部員登録用紙に記名、押印をする。

2 退部を希望する部員は、部長にその旨を伝え、退部願を提出する。

3 部長は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする。

4 役員である者が退部をする場合は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

(部会)

第9条 部会は、部員で構成され、必要に応じて部長が招集する。

(OG会)

第10条 OG会は、原則として、中部大学チアリーダー部に在籍していた中部大学卒業生により構成される。

2 OG会の役割は、チアリーダー部の発展に寄与し、共に活動することとする。

3 その他、OG会に関する事項は、OG会規約にて定める。

(規約の変更)

第11条 規約の変更は、部会にて審議を行い、部員の過半数以上の賛成を必要とする。

(事故防止の義務)

第12条 部員全員が事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合は、人命救助を最優先する。

(罰則等)

第13条 部員が、次の各号に掲げる行為を行った場合は、その程度により注意喚起し、又は退部とする場合がある。

(1) 第2条の目的から外れた活動を行ったとき。

(2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。

(3) 本団体の活動及び運営を著しく妨害したとき。

(4) 無断欠席をしたとき。

(5) 本学の定める諸規則に違反又は学生としての本文に反する行為があったとき。

(6) その他、本団体の活動に支障をきたす行為を行ったとき。

2 前項の各号の行為により、退部とする場合は、部会にて審議を行い、部員の過半数以上の賛成を必要とする。

附 則

本規約は、1993 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。